次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
別表	別表
［略］	［同上］
政策統括官（経済安全保障担当）	政策統括官（経済安全保障担当）
政策統括官（サイバー安全保障担当）	［項を加える。］
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○内閣府告示第百十二号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百二十六条及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第三十二条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第三十一号（内閣総理大臣の所掌に係る個人情報の保護に関する法律第五章第二節から第五節までに定める権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
別表	別表
［略］	［同上］
政策統括官（経済安全保障担当）	政策統括官（経済安全保障担当）
政策統括官（サイバー安全保障担当）	［項を加える。］
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○国土交通省告示第八百十八号

女満別空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　設置者の氏名及び住所

(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　北海道　北海道札幌市中央区北三条西六丁目

(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　女満別空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　女満別空港内　北海道網走郡大空町